

地域ネットワークニュース

～令和7年2月の勉強会のお知らせ&令和7年1月の勉強会報告～

第295回 地域ネットワーク勉強会

安心できる暮らしを叶えるグループホームの取り組み 第四弾

～利用者的心里に寄り添う世話人の関わり～

講師：クレツシエンド合同会社

代表 シモコウベ 下河邊 勝子氏

日時：2月13日(木)

時間：午後7時～午後8時30分

場所：保健・福祉会館2階 研修室

定員：50名(要事前申込)

障害のある方を対象としたグループホームは、一人暮らしに不安がある場合や親亡き後の見守りを含めた居住支援として需要の高まりとともに神栖市内においても事業所が増えつつあります。グループホームには、利用されている方のサポートをするスタッフとして世話人という方が在籍しています。世話人は、利用されている方が自立した生活をするために食事や入浴、掃除などの生活全般のサポートや日々のコミュニケーションの中で信頼関係を築き、相談にのるなど心身共に健康な状態を維持できるように利用者の心に寄り添ういわば『寮母さん』のような存在です。

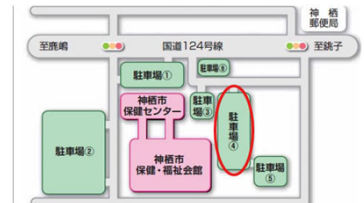


今回の勉強会は神栖市でクレツシエンドアメニティK(賀)とクレツシエンドかみすI(大野原中央)の2カ所、鹿嶋市で1カ所のグループホームを運営しているクレツシエンド合同会社の下河邊さんをお招きし、世話人の役割を中心に事業所の特徴やサービス内容、利用料金などを具体的な事例を交えてご紹介いただきます。グループホームの利用を検討中の方やご家族、障害福祉サービス事業所など、障害者の就労と生活に関わる皆様の参加をお待ちしております。

グループホーム(共同生活援助)は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)第5条第1項に規定された障害福祉サービスの一つで、身体・知的・精神障害者及び難病患者等が世話人等の支援を受けながら、地域のアパート・マンション・一戸建て等で共同生活を送る場です。

会場には情報提供・紹介コーナーを設けています。福祉や医療に関する事業所等のパンフレットやチラシ、研修会のご案内など、配布、展示いたします。当日のご持参でもかまいません。みなさまからの情報をお待ちしています。

参加される方は会館新館のロータリー側(右図『駐車場④』)の駐車場をご利用ください。



申込・問合せ先 神栖市社協 地域福祉総合相談センター 電話 0299-93-0294

第294回 地域ネットワーク勉強会報告

令和7年1月23日開催<参加者36名>

～地元弁護士がわかりやすく解説～

事例で学ぶ! 成年後見制度の利用と相続準備

講師：神栖法律事務所 弁護士 安重 洋介氏



今回の勉強会では、平成29年から6度目の登壇となる地元弁護士の安重先生をお招きし、成年後見制度について、様々な事例を交えて具体的な解説をしていただきました。大きく4つのテーマで、成年後見人による不動産の売却、遺言書の作成、遺産分割、死後の実務について、どのように関わり成年後見業務を行ってきたのか解説いただき、成年後見制度の理解を深めることができました。

勉強会の中では、成年後見制度のデメリットとして、裁判所への年1度の報告が大変なこと、専門職後見人が選任されることで報酬が発生する、選任された成年後見人等は原則として被後見人が亡くなるまで身上監護と財産管理の義務があるなど、柔軟性がない部分がありました。

先生からは、相続において認知症や障害があつて判断能力のない相続人がいる場合は、遺言書を作成しておくことで、成年後見制度を使わずに相続をスムーズにできるとアドバイスがありました。